

大阪貯蓄銀行預り金の趣意書

皆様御存の通り金は大切であります。何ぞといふと直に金がいります。何ぞのときの用意に金を貯えて置ねばなりません。金を貯へるには、勉強と優約が肝要であります。勉強して金をこしらへ優約して金を残さねばなりません。一度にたんと残さうとする却て續きません。せん日々少しづつ怠らず残すが肝要と存トます。塵も積れば山の骨の如く思の外大金となるものであります。

毎日々金を残しても儲かる預け所がなくてはなりません。筆苟やきんちやくへ入れて置ても火難盜難の患があります。其上仕舞て置いては金が傷きません。溜めた金が順々に動ひて子を産む様にしなければ早く太りません。

そこで當銀行は世間の爲めに斯様な金の預け場所となる積りで立た銀行であります。夫故壹錢でも貯錢でも御遠慮はいりません。毎日でも御預けなされませ。大切に預け申ます。そうしてこの預り金には年に一度利息をも利に利を付けます。又御入用の時は、何時にも御返し申ます。又御預け人の御名前は決して他へ洩らしません。安心して御預けなさぬませ。

當銀行は御預り金百圓ニ付一日一錢四厘(年五分壹厘壹毛ニ當ル)の割にて利を附けます。此利息で勘定しますと左の如くなります。

| 右元金の總高は 年次(十五年ハ三百六十五年) | 毎日壹錢宛預るとして | 毎月壹圓宛預るとして | 毎月拾圓宛預るとして | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|------------|------------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 百 | 八 | 拾 | 貳 | 圓 | 五 | 拾 | 錢 | 六 | 百 | 八 | 拾 | 四 | 圓 | 壹 | 錢 | 九 | 厘 | | | | | | | | | | | |
| 一年目には | 參 | 圓 | 七 | 拾 | 四 | 錢 | 四 | 厘 | 拾 | 貳 | 圓 | 參 | 拾 | 參 | 錢 | 六 | 厘 | | | | | | | | | | | |
| 五年目には | 貳 | 拾 | 圓 | 七 | 拾 | 六 | 錢 | 貳 | 厘 | 六 | 拾 | 八 | 圓 | 四 | 拾 | 錢 | 參 | 厘 | | | | | | | | | | |
| 十年目には | 四 | 拾 | 七 | 圓 | 四 | 拾 | 八 | 錢 | 百 | 五 | 拾 | 六 | 圓 | 四 | 拾 | 參 | 錢 | 壹 | 厘 | | | | | | | | | |
| 二十年目には | 百 | 貳 | 拾 | 六 | 圓 | 參 | 拾 | 七 | 錢 | 壹 | 厘 | 四 | 百 | 拾 | 五 | 圓 | 五 | 拾 | 參 | 錢 | 參 | 厘 | | | | | | |
| 三十年目には | 貳 | 百 | 五 | 拾 | 六 | 圓 | 參 | 拾 | 七 | 錢 | 八 | 厘 | 八 | 百 | 四 | 拾 | 四 | 圓 | 六 | 拾 | 八 | 錢 | 參 | 厘 | | | | |
| 四十年目には | 四 | 百 | 九 | 拾 | 三 | 圓 | 拾 | 貳 | 錢 | 貳 | 厘 | 壹 | 千 | 五百 | 五 | 拾 | 五 | 圓 | 四 | 拾 | 六 | 錢 | 九 | 厘 | | | | |
| 五十年目には | 八 | 百 | 貳 | 拾 | 九 | 圓 | 四 | 拾 | 五 | 錢 | 參 | 厘 | 武 | 千 | 百 | 五 | 拾 | 五 | 圓 | 參 | 拾 | 壹 | 錢 | 壹 | 厘 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 八 | 千 | 四 | 百 | 四 | 拾 | 六 | 圓 | 七 | 拾 | 參 | 錢 | 五 | 厘 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 壹 | 萬 | 五 | 千 | 五百 | 五 | 拾 | 五 | 圓 | 五 | 拾 | 七 | 錢 | 六 | 厘 | |
| | | | | | | | | | | | | | 武 | 萬 | 七 | 千 | 參 | 百 | 貳 | 拾 | 七 | 圓 | 貳 | 拾 | 參 | 錢 | 參 | 厘 |

なんと大きくなるものではありませんか。中々つかりしてはかられません。預久金の有る御方にて御婦人方を別して此御預け金が肝要と存トます。夫々御用事なればなりません。施し事や寄附事等慈善の御方は最も此御預け金が肝要とぞんじます。平生優約をしなければ心よく慈善も出来かねます。殊に金をためて置けば遙には一方の助けとなる程の大好きな慈善が出来ます。夫故此御預け金はおき御方にも年寄の御方にもどなたにも御て肝要の事柄と存トます。依て多少に拘らず皆さんお預けあらん事を祈ります。

大阪貯蓄銀行蓄貯預り金規則

一 初めて貯蓄金を御預けの方は金員と印形さへ御持参されば總て當銀行にて御預りの手順致すべし。但幼年の御方は代理人を定め置き印形を御持參なさるべし。

一 御預け金は一度に金壹錢以上なれば何程にても御隨意たるべく又一日に幾度にても御預り申すべし。

一 當銀行は御預り金の證據として金高を記載したる通帳を御渡し申べくに付其後御預け入の節は必ず通帳を御持參なさるべし。

一 御預り金御引出の節は右通帳の拂戻しの柄へ受取べき金高を記載し印形を押して御持參なさるべし。當銀行は印鑑に引合せたる上相違なければ代人にも渡し方をなすべし。

一 以上の如く通帳は預り金受渡の證據物に付大切に御保護なさるべし。

一 若し此通帳紛失する等の事ある時は早速當銀行へ御通知なさるべし。當銀行にては相當の手續をなしたる上銀行の元帳に據り新通帳を製し御渡し申すべし。

一 印形の紛失。改刻等の時は速に御通知なさるべし。當銀行にては相当の手續をなす。預り金の拂戻しを見合すべし。

一 御預け人より右等の通知なき時は他人其通帳と印形とを持って御預け金を引出す事あるも當銀行は總て御預け人拂戻したるものと見做すべし。

一 御預り金の利息は都べて日歩を以て計算し百圓ニ付一日金壹錢四厘(年五分壹厘壹毛ニ當ル)の割合にて御預け入の當日より御引出しの前日まで利息をつけ申すべし。

一 御預り金の利息は毎年六月と十二月とに計算して元金に組入れ申すべし。

一 御預け人の住所又は姓名の變りたる時は速に御通知なさるべし。

一 當銀行は毎日曜日。大祭日。祝日の外は毎日營業致候。但毎月末日は日曜日。ても平日同様營業致候。

一 當銀行の營業時間は四月一日より九月卅日迄は午前八時より午後四時迄十月一日より三月卅日迄は午前九時より午後四時迄

一 預り金利息の割合等改むる時は前以て新聞紙に公告致すべし。

右の條々御承諾の上御取引可被下候以上